



令和4年10月18日

大雪災害を想定した車両移動訓練を行います ～冬期道路交通の確保に備えます～

「災害対策基本法の一部を改正する法律」が平成26年11月21日に施行され、大規模災害時において、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化が図られることとなりました。

函館開発建設部では、大雪災害時における災害対策基本法改正を踏まえた、道路区間の指定、車両移動及び緊急車両通行訓練を下記のとおり実施しますので、お知らせします。

記

- 開催日時 : 令和4年10月26日(水) 13:30~14:30
- 開催場所 : 函館開発建設部 江差道路事務所構内(檜山郡江差町字泊町172番地)
- 参加予定機関 : 北海道警察函館方面江差警察署、檜山広域行政組合消防本部江差消防署、(一社)日本自動車連盟函館支部(JAF)、道路維持除雪委託業者、函館開発建設部
- 内容 : 大雪災害を想定した災害対策基本法に基づく道路区間指定、車両移動及び緊急車両通行訓練
- その他 : 取材を希望される場合は、10月24日(月)までに広報官へ連絡をお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染防止対策のため、取材の際はマスク等の着用をお願いします。また、悪天候により中止する場合は、当部から連絡いたします。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 函館開発建設部

道路防災推進官 わたべ かずひこ 渡部 和彦 電話 0138-42-7602 (内線446)

広報官 ふくしま しの 福島 志乃 電話 0138-42-7702 (内線216)

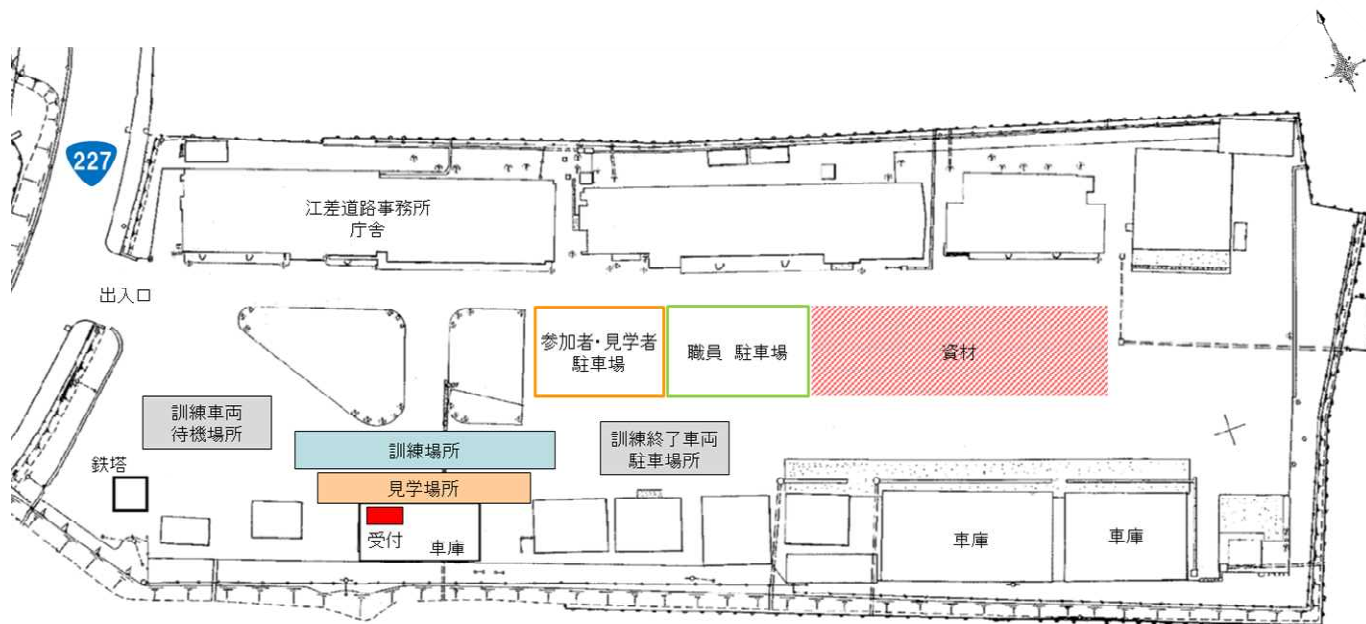
函館開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/hk/>



江差道路事務所 位置図



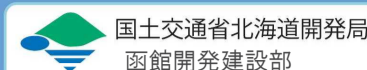
江差道路事務所 構内図



住所: 檜山郡江差町字泊町172番地

災害時の緊急車両通行ルート確保

～災害対策基本法の改正～

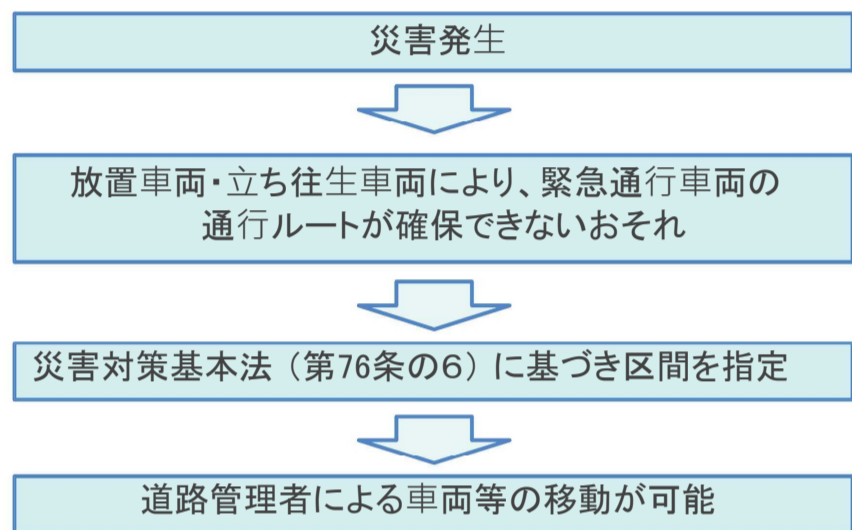


災害対策基本法改正の概要

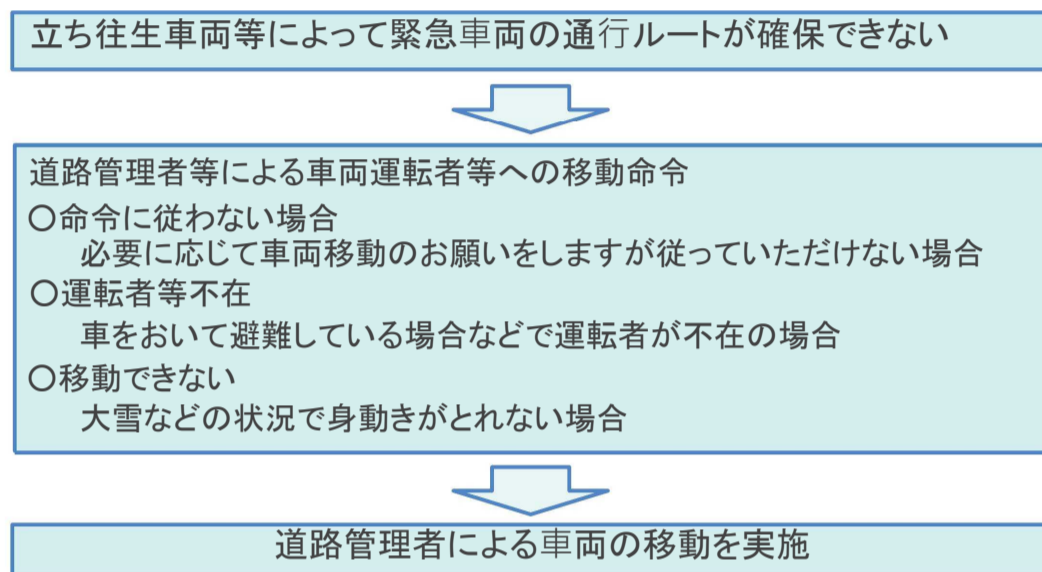
大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成26年11月21日に施行されました。

災対法に基づく車両等の移動の流れ

■ 区間指定の流れ



■ 車両移動の流れ



道路利用者の皆様へのお願い

- 暴風雪等の悪天候が予想されるときは、最新の気象情報や道路情報などを事前に十分に確認し、不要不急の外出は控えていただきますよう、お願いいたします。
- 大地震や暴風雪等の災害時に、車両等をおいて避難する際は、できるだけ道路の左側に車間を詰めて停車し、緊急車両の通行ルート確保にご協力をお願いいたします。
- なお、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合は、災害対策基本法に基づき、道路管理者が区間を指定して、放置車両・立ち往生車両等の移動を行う場合があります。

避難する場合は、車間を詰めて左側に停車。

【気象情報や道路情報などはこちらから】

○最新の情報について

緊急時における国道の情報をお知らせ
通行止め情報メール配信サービス
 異常気象や災害による、通行止めの実施や解除をメール配信
※機種によっては登録できない場合があります。 ※別途通信料がかかります。



道路の異常を発見したときは…
24時間受付 道路緊急ダイヤル #9910
(全国共通番号) ※通話は無料です

北の道ナビ 吹雪の視界情報
 吹雪での視界不良情報をメールでの配信サービスも実施
 パソコン▶<http://northern-road.jp/navi/touge/fubuki.htm>
 スマホ ▶<http://northern-road.jp/navi/touge/sp/fubuki.htm>

国道・道道の通行規制情報をチェック
北海道地区道路情報
 道路規制情報、道路気象情報、道路画像情報をWebページで確認
 パソコン▶<http://info-road.hkd.hkd.mlit.go.jp/>



立ち往生車両発生状況



登坂不能車による渋滞状況



除雪車による牽引状況